

福島県伊達市及び山形県米沢市大規模災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、福島県伊達市と山形県米沢市において災害時における応急対策の万全を期するため、両市間で相互応援することについて定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び日用品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、施設の応急復旧等に必要な資機材等の提供
- (4) 救援、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 災害救援ボランティアの斡旋
- (6) 避難が必要な被災者の受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、被災市の要請があった事項

(要請)

第3条 被災市が応援を要請する場合は、次の各号の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号、第2号及び第3号に掲げる応援を要請する場合は、物資車両、資機材等の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合は、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援期間
- (6) その他必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市は、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めるものがあるもの除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は応援を行う市が負担するものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか応援物資の調達その他応援に要する経費は原則として応援を受けた市が負担するものとする。

(応援の自主出動)

第6条 災害が発生し、被災市との連絡が取れない場合で、応援を行おうとする市が必要と認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した費用の負担については、第5条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする市の負担とする。

(連絡担当課)

第7条 両市は、応援に関する事項の連絡の円滑化を図るため、連絡担当課をあらかじめ定めておくものとする。

(情報の交換)

第8条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換を行うものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の1ヵ月前までに協定市のいずれも申し出がないときは、期間満了の翌日からさらに1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して、定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、各市長が署名の上、各1通を保有する。

平成25年2月19日

福島県伊達市長 仁志田 昇 司

山形県米沢市長 安 部 三十郎